

近畿中部防衛局達第1号

防衛省の部局等において使用する公印に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第36号）第12条の規定に基づき、近畿中部防衛局本局において使用する公印に関する達を次のように定める。

平成28年3月30日

近畿中部防衛局長 竹中 正二郎

近畿中部防衛局本局において使用する公印に関する達

改正 平成29年12月27日 近畿中部防衛局達第6号

改正 令和5年3月31日 近畿中部防衛局達第3号

（趣旨）

第1条 この達は、近畿中部防衛局（東海防衛支局を除く。以下「本局」という。）において使用する公印（防衛省の部局等において使用する公印に関する訓令（以下「訓令」という。）第2条第2号に規定する公印をいう。次項を除き以下同じ。）の形式、寸法、届出、保管その他公印に関し必要な事項について定めるも

のとする。

- 2 本局の会計機関が使用する公印（防衛省における会計機関の使用する公印等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第70号）第1条に規定する公印をいう。）については、近畿中部防衛局の会計機関において使用する公印に関する達（平成28年近畿中部防衛局達第2号）の定めるところによる。

（本局において使用する公印の区分）

第2条 本局において使用する公印は、訓令別表第1及び別表第2に定めるもののほか、次に掲げるものとする。

- (1) 近畿中部防衛局次長の印
- (2) 近畿中部防衛局防衛補佐官の印
- (3) 近畿中部防衛局会計監査官の印
- (4) 近畿中部防衛局総務部長の印
- (5) 近畿中部防衛局企画部長の印
- (6) 近畿中部防衛局調達部長の印
- (7) 近畿中部防衛局調達部長の印装

- (8) 近畿中部防衛局調達部長の印装神
- (9) 近畿中部防衛局総務部総務課長の印
- (10) 近畿中部防衛局総務部会計課長の印
- (11) 近畿中部防衛局調達部長監督・検査指令の印
- (12) 近畿中部防衛局調達部長監督・検査指令の印神
- (13) 小松防衛事務所長の印
- (14) 京都防衛事務所長の印
- (15) 舞鶴防衛事務所長の印
- (16) 近畿中部防衛施設地方審議会の印
- (17) 近畿中部防衛施設地方審議会長の印

(公印の寸法)

第3条 前条第1号から第16号までに掲げる公印は23ミリメートル平方の寸法で作成し、同条第17号及び第18号に掲げる公印は30ミリメートル平方の寸法で作成するものとする。

(公印の書体)

第4条 公印は、左横彫りとし、その書体は、てん書とする。

(公印の保管)

第5条 公印は、金庫その他保管の确实なところに格納し、保管責任者又は次条第2項第5号に規定する保管者がこれに施錠のうえ厳重に保管するものとする。

2 前項の保管責任者は、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 訓令別表第1及び別表第2に定める公印（本局に係るものに限る。）並びに第2条第1号から第4号まで及び第9号に掲げる公印 総務部総務課課長補佐（総務、企画、文書担当）

(2) 第2条第5号、第16号及び第17号に掲げる公印 企画部地方調整課課長補佐（総務担当）

(3) 第2条第6号に掲げる公印 調達部調達計画課課長補佐（総務、企画担当）

(4) 第2条第7号及び第11号に掲げる公印 調達部装備課課長補佐

(5) 第2条第8号及び第12号に掲げる公印 調達部装備課システム調整官（調達部長の指名するものに

限る。)

(6) 第2条第10号に掲げる公印 総務部会計課課長

補佐(総務、会計、管理担当)

(7) 第2条第13号に掲げる公印 小松防衛事務所次

長

(8) 第2条第14号に掲げる公印 京都防衛事務所次

長

(9) 第2条第15号に掲げる公印 舞鶴防衛事務所総

務係長

(公印の登録)

第6条 第2条各号に掲げる公印の印影、保管責任者、
押印者その他公印の管理に必要な事項を把握するため
、総務部総務課に公印登録簿を備え付け、これを保存
しなければならない。

2 前項の公印登録簿は、次に掲げる事項を記載するも
のとする。

(1) 印影

(2) 公印を使用する範囲

- (3) 使用開始年月日
- (4) 保管責任者の官職
- (5) 保管者の官職
- (6) 押印者の官職又は氏名
- (7) その他必要な事項

3 公印登録簿の様式は、総務部長が別に定めるものとする。

4 第2条各号に掲げる公印を作成、改刻若しくは廃止したとき、又は第2項各号に掲げる事項を変更したときは、当該公印に係る官職にある者は、速やかに、公印登録簿の様式を用いて総務部長にその旨を届け出るものとする。

5 訓令別表第1及び別表第2に定める公印を作成、改刻若しくは廃止したときは、訓令第7条の規定に基づき防衛大臣に届け出るとともに、併せて前各項の規定に準じて公印登録簿に登録するものとする。

(公印の押印)

第7条 公印の押印は、前条の規定により公印登録簿に

登録した押印者が、その文書が決裁済みであることを確認したうえで行うものとする。

(公印の印影の印刷)

第8条 押印を要する文書であって、一定の字句及び内容のものを多数印刷する必要がある場合には、その公印の印影を当該文書と同時に印刷して公印の押印にかえることができる。

2 前項の規定を適用する場合には、その文書の起案者は、文書管理システムにおいて公印の印影の印刷を行う旨及びその理由並びに印刷で用いる印影を明らかにして決裁を受けなければならない。

3 前項の決裁が、その内容からあらかじめ専決その他の理由により総務部総務課の文書審査を受けなくてもよいこととなっている場合であっても、公印の印影の印刷を行う文書を起案する場合には、総務部総務課の文書審査を受けなければならない。

(廃印の処置)

第9条 保管責任者は、使用廃止された公印を、物品管

理法（昭和31年法律第113号）第10条第2項に規定する物品供用官（物品供用官を置かない場合にあっては、同法第8条第3項に規定する物品管理官（同条第6項に規定する分任物品管理官を含む。））に返納するものとする。

（委任規定）

第10条 この達に定めるもののほか、この達の施行に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

- 1 この達は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 近畿中部防衛局における公印に関する達（平成19年近畿中部防衛局達第6号）は、廃止する。
- 3 この達の施行の日において、第2条各号に掲げる公印に係る官職にある者（同条第17号及び第18号に掲げる公印にあっては、管理部長）は、公印登録簿の様式を用いて総務部長にその旨を届け出るものとする。
- 4 前項に規定するもののほか、総務部長は、訓令別表第1及び別表第2に定める公印について、公印登録簿

を作成するものとする。

附 則（平成 29 年 12 月 27 日近畿中部防衛局
達第 6 号）

この達は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日近畿中部防衛局達第
3 号）

この達は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。